

評価手法（仮）に基づく評価結果

会社／団体名： みらい協同組合

	設問	評価手法（仮）	貴社ご回答	点数
	設問Bでの点数			3
C-1.	貴社／貴団体の技能実習生・特定技能外国人の管理・支援における理念や想いなどについて、教えてください。	回答なし=0、回答あり=1	<ul style="list-style-type: none"> ・法令順守 ・安（易）きに流れない ・「公平公正な立場」で外国人材と受け入れ企業の間に入り、指導・助言・啓発を行う ・外国人材の単なる「わがまま」に対しては毅然と対応する 	1
C-2.	職員と技能実習生・特定技能外国人の間でのコミュニケーションを円滑にするために気を付けていることがありましたら、教えてください。	対応がない（空欄の場合を含む）=0、対応がある=1、具体的な対応が見られる=2	母国語対応できるスタッフといつでも話すことができる体制づくり オンライン日本語教育の紹介	1
C-3.	技能実習生や特定技能外国人が居住する地域によりよく溶け込むことを狙いとして実施していることがあれば、教えてください。	対応がない（空欄の場合を含む）=0、対応がある=1、具体的な対応が見られる=2	地域清掃等を外国人材も参加するよう、受け入れ企業へ要請	2
C-4-1.	【採用時】当社／当団体は、本人から送出機関などへの多額の支払いや、それによる借金を防ぐための対策を講じている。	<p>回答内容を次の5段階で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）=0 ・何らかの取り組みがある（採用費の徴収に関する取り組みが明確に確認できない場合にはこちら）=1 ・送出機関との契約書上において、送り出し機関による本人からの費用徴収を一定限度内に収めることを明文化した上で、採用費の支払の有無や金額を労働者へ直接に確認している=2 ・送出機関との契約書上において送出機関による本人からの費用徴収を一切認めないことを明文化した上で、採用費の支払のないことを労働者へ直接に確認している（「ゼロフィアプロジェクト」あるいは「Employer Pay Principle/雇用者負担の原則」を実施している）=3 ・企業の働きかけなどを通じて、労働者がこれまでに支払った金額の労働者への払い戻しを行っている=4。 <p>※なお、労働者への直接の確認ということが明確に読み取れない場合には「1」とする。</p>	<p>送出機関が外国人材へ請求する金額について、聞き取り調査を行っている。ただし、まだ一部の送出機関でしかできていないのが課題である。</p> <p>同業他社と送出機関へ訪問し、費用徴収に関してのヒアリングを行っている。</p> <p>一部、実習生としての候補者になってからの現地での生活保障6か月分220,000円/円、送出機関に係る費用の一部負担200,000円/人を実習実施者が負担した実績はある。</p> <p>※現在は実施していない</p>	1
C-4-2.	【採用時】当社／当団体は、本人が自身の業務内容について実態との乖離なく正しく理解できるよう対策を講じている。	<p>回答内容を次の4段階で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）=0 ・何らかの取り組みがある=1 ・監理団体あるいは登録支援機関から労働者に対して説明している=2 ・企業に促して企業（実習実施者・勤務先）から労働者に対して直接に説明している=3。 <p>※なお、企業から労働者に対して直接に説明されていることが明確に確認されない場合には、本調査への回答者である監理団体あるいは登録支援機関からの説明と理解し「2」とする。</p>	<p>技能実習計画についての理解をしてもらうよう、説明をしている。</p> <p>技能実習生に対して母国語で、業務内容の説明を配属時や監査訪問時等で説明している。</p>	1
C-4-3.	【採用後】当社／当団体は、本人が自身の有する人権や労働権について正しく理解できるよう対策を講じている。	<p>回答内容を次の3段階で評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）=0 ・法定の技能実習の入国後法的保護講習あるいは特定技能外国人の生活オリエンテーションの実施がある=1 ・法定を超えて人権尊重やダブル原則の内容を説明している=2 	<p>外国人材へ人権や労働権に関する助言ができるよう、勉強会や外部研修、外部セミナーを受講している。</p> <p>技能実習生に対しては、入国後講習の委託先にて法的講習の実施。特定技能外国人に対しては生活オリエンテーションにて法的保護に関しての説明を実施。</p>	1

評価手法（仮）に基づく評価結果

会社／団体名： みらい協同組合

	設問	評価手法（仮）	貴社ご回答	点数
C-4-4.	〔採用後〕当社／当団体は、企業に対して、本人のやる気を高めるような制度や仕組みの構築を推奨している。	回答内容を次の3段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・監理団体あるいは登録支援機関側で具体的な制度・仕組みを設けている（日本語能力試験合格者への報奨金支給など）＝1 ・企業側に具体的な制度・仕組みの設置がある（日本語能力試験合格者への報奨金支給や、能力/昇給制度の構築など）＝2 ※なお、1、2ともに取り組みがある場合には、より高得点の「2」を適用する。	日本語学習の支援。 日本語能力試験（N3以上）合格者への報奨金支給。 (株)むすびの技能実習生向けオンライン日本語学習の紹介（有料につき、費用を企業負担でお願い）をし、導入していただいた実習実施者がある。	2
C-4-5.	〔採用後〕当社／当団体は、本人が職員にいつでも相談できるツール、制度や仕組みを整えている。	回答内容を次の5段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）あるいは、監理団体／登録支援団体において相談できるツール／手段の用意がない＝0 ・監理団体／登録支援団体において相談できるツール／手段を用意している（周知されている）＝1 ・相談に対する返信期限や記録の保持などの運用ルールを設けてこれに則って運用している＝2 ・職員に直接声をあげにくい労働者がいることも考慮し、匿名でも提起可能、利害関係のない第三者による声の受付、利用を理由とした報復の禁止など、労働者が安心して利用できるツール/手段、制度や仕組みを用意し、そのことを周知している＝3 ・実際に通報があり労働者から一定程度の信頼を得て機能している＝4 なお、現段階では、周知されていることが明確に読み取れない場合でも「1」とし、周知までを求めるかどうかは今後の検討とする。 ※設問C-4-5では監理団体／登録支援機関におけるツール／手段の用意の有無を確認し、次の設問C-4-6において、受け付けた声への対応を確認する。	SNSツールを用い、いつでも相談できる体制を作っている。	1
C-4-6.	〔採用後〕当社／当団体は、本人から受けた懸念や苦情への実効的な対応に努めている。	回答内容を次の3段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・監理団体／登録支援機関は、受け付けた声の内容および対応の結果をすべて国に報告し、被害者を救済している（法定）＝1 ・監理団体／登録支援機関は、事案の内容を今後の苦情や被害を防ぐための教訓として活用するよう、企業側に必要な提言を行い、これが守られない場合の監理団体／登録支援機関としての対応を定めている＝2	状況にもよるが、SNSでの相談対応、訪問対応、さらには解決のため受け入れ企業への申し入れ等を行っている。 暴力事件が発生した場合は、直ちに訪問し関係者へヒアリングを行い、関係機関へ通報している。 「監理団体／登録支援機関は、受け付けた声の内容および対応の結果をすべて国に報告し、被害者を救済している（法定）＝1」に対応するお取り組みがありましたら、こちらに情報を提供いただけますでしょうか。 →暴力その他人権侵害に対してはすべてOTIT・入管へ報告（1次報告：発生した旨の第一報、2次報告：詳細を把握し即応した旨の報告、3次報告：最終報告）する（している）。また、暴力その他人権侵害が発生した場合は、原因をつきとめ、雇入れ企業には、暴力その他人権侵害をする社員を同席させ、再発防止の申し入れを実施。また、解決しない等で雇入れ企業から引き離れた方がいい場合は、問題が解決するまで保護をするが解決しない場合は他社へ転籍させるよう対応している。	2
C-4-7.	その他に貴社／貴団体が実施しているお取り組みがございましたら、具体的に教えてください。	回答内容を次の3段階で評価する。 ・設問の内容に対応した回答がない（回答そのものがない、空欄の場合を含む）＝0 ・これまでの設問とは異なる観点での取り組みがみられる＝1 ・労働者の状況改善に向けて業界団体でイニシアティブをとるなどの他社と協働した取り組みがみられる＝2	一監理団体、支援機関のみでは、ノウハウがないため、監理団体・日本語教師・行政書士・送出機関の方々による「一般社団法人監理団体全国連絡協議会」を2024年度に立ち上げ、様々な相談、お困りごとを質問しあって解決できるようにしている。	1
C-5.	貴社／貴団体は、上で触れた国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（UNGPs）をご存知ですか。	はい＝1、いいえ＝0	はい	1
C-6.	貴社／貴団体は、移住労働者（外国籍の労働者）の権利を示した「ダッカ原則」をご存知ですか。	はい＝1、いいえ＝0	はい	1

合計 **18**